

西パ健発第 210206 号
令和 3 年 2 月 10 日

事業主 様

西日本パッケージング健康保険組合
理事長 三木 秀一

健康保険組合への各種届出に係る取扱いの変更について(お知らせ)

平素は、当健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、昨年9月に誕生した新内閣は、すでに閣議決定がされている「規制改革実施計画」や「デジタルガバメント実行計画」に基づいて、社会全体の積極的なデジタル化への検討を進めており、健康保険組合(以下、「健保組合」という。)への届出に関する取扱いにも見直し等が行われていますので、下記のとおりお知らせします。事業主におかれましては、今後の事務取扱いについてご留意願います。

記

1 各種届出様式への押印の廃止について

法令改正とともに、適用関係、給付関係、保健事業関係、照会文書等を問わず、法令で定められた様式や健保組合独自様式への事業主、申請者、社会保険労務士、医療機関等の押印を廃止します。

ただし、口座振替申出書のように金融機関が求めている「金融機関登録印」はこれまでどおりの取扱いとします。

また、取り扱いを変更することにより、届出いただいた内容について記載誤りが疑われるなど、届出内容の事実等を確認する必要がある場合は、担当者や申請者に確認させていただくこともありますのでご了解、ご協力をお願いします。

なお、各種様式につきましては、当分の間これまでの様式を使用いたしますので、「@」は表示されていますが押印なしで作成、ご提出ください。

新しい様式につきましては、順次変更し、ホームページに掲載します。

2 算定基礎届等に係る総括表の取扱いについて

これまで算定基礎届や賞与支払届の届出時には、それぞれ「総括表」を添付していただいておりますが、令和元年12月に閣議決定がされた「デジタルガバメント実行計画」において、国民の利便性の向上につながる行政手続のオンライン化や添付書類の省略が進められることから、今後の届出に際して「総括表」の提出は廃止します。

ただし、賞与につきましては、支給がなかった場合や支払予定月変更の場合には、新様式の「賞与不支給報告書」をご提出いただくことになります。

日本年金機構では年金局事業管理課長からの通知を受けて、令和3年4月1日からの総括表の廃止を決定しており、健保組合は保険局保険課から日本年金機構に準じて運用開始日を検討するように連絡を受けています。

当健保組合としましては、算定基礎届等の届出にあたっての混乱を回避するため日本年金機構と同日付けの施行とします。

※電子申請や電子媒体申請の場合に添付する「CSV形式届書総括票」や「電子媒体届書総括票」はこれまでどおり必要となります。

3 実施年月日

・押印の廃止は、本通知発出日の令和3年2月10日（年金機構は令和2年12月25日）から施行します。

・総括表の廃止は、令和3年4月1日から施行します。

以上